

金沢大学人間社会学域学校教育学類附属学校部活動ガイドライン

○休養日および活動時間について

①原則、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

- ・平日は少なくとも 1 日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ・週末の活動は、3 時間以内の活動を月に一度行うことができる。
- ・週末 2 日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・中体連・中文連主催の大会一ヶ月前の期間においては、週末、土曜日または日曜日のいずれか 1 日、3 時間以内の活動を行うことができる。

②長期休業中や連休中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養日を多く設けることとする。

- ・長期休業中は、ある程度長期の連続した休養期間を設ける。
- ・連休中の活動は、3 連休・4 連休においてはいずれか 1 日、3 時間以内の活動を行うことができる。
- ・連休中に活動日がなく、その週の平日が 5 日未満の場合は、その週は休養日を設けなくてよい。

③1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度まで、学校の休業日や週末は 3 時間程度までとする。

- ・平日の活動時間の週の総合計は、5 日間で 5 時間以内とする。

④単元テストの前 5 日間は、活動停止期間とする。

⑤朝練習は行わない。

○学校単位で参加する大会等について

- ・原則、中体連・中文連関係の大会への参加とする。